

# 「福住ふれあい協議会」規約

## 第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、「福住ふれあい協議会」(以下、「本会」という。)と称し、事務所を豊岡市立福住地区コミュニティセンター(豊岡市出石町福住 460-1)に置く。

(目的)

第2条 本会は、福住地区の範囲(鍛冶屋、福住、中村、坪口、榎見、和屋、奥山、百合、上野) (以下「地区」という。)における共通の課題解決を図り、「共に助け合い、地区住民が夢と希望あふれるまちづくりをめざし、みんなで作る活力ある新しい地域コミュニティ」の構築を目的とし、自主的、主体的に地域活動を行うものとする。

(事業)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地区の課題を解決し、活性化を図るための事業。
- (2) 自然環境に関する取り組み事業。
- (3) 伝統行事の継承、維持に関する事業。
- (4) 将来地区を担える人材、コミュニティづくり事業。
- (5) 会員相互の情報交換並びに地区、世代、男女をこえての交流事業。
- (6) 旧福住地区公民館活動の継続事業及び見直しの取り組み。
- (7) 安全で安心して暮らせる生活環境に関する事業。
- (8) 地区の防災に関する活動事業。
- (9) 民生委員・児童委員、福祉委員との連携活動。
- (10) その他本会の目的を達成するために必要な取り組み。

## 第2章 会員・会議

(会員)

第4条 本会の会員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地区に居住する住民。
- (2) 地区で第2条の目的に賛同する各種団体。
- (3) その他会長が必要と認めるもの。

(会議)

第5条 本会の運営にあたり次の会議を設置する。

- (1) 総会 (2) 三役会 (3) 役員会 (4) 部会
- 2 本会は、必要に応じて運営会議を設置することができる。

(総会)

第6条 総会は、各区長、本会の各部員及び各種団体の代表者をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集し、議長はその総会において、出席した会員の中から選出する。
- 3 総会は、定期総会及び臨時総会とし、定期総会は毎年1回開催し、次の事項を審議

し、議決する。また、臨時総会は、会長が必要と認めたとき開催する。

(1) 予算、決算及び事業計画、事業報告に関すること。

(2) 役員を選任・解任に関すること。

(3) 規約に関すること。

(4) その他本会の重要事項に関すること。

4 総会は、会員の過半数の出席(委任状出席を含む)により成立し出席した会員の過半数をもって議事を決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 総会に出席できない会員は、その権限の行使を委任することができる。この時は委任状の提出が必要となる。

(1) 権限の行使を他の会員に委任することができる。

(2) 受任者の特定がないときは議長に委任したものとみなす。

6 総会は、公開とし、会員で傍聴を希望する者は、傍聴することができる。

7 総会の議事については、書記が議事録を作成し、出席者のうちから選任した議事録署名人及び議長が署名押印する。

### (三役会)

第7条 三役会は、会長が招集し、総会、役員会、各部会の調整を審議する。

2 構成は、会長、副会長、会計とする。

### (役員会)

第8条 役員会は、三役、各区長、各部会の正副部長をもって組織する。

2 役員会は、定期的または、必要に応じて会長が招集し、次の事項を審議する。

(1) 総会に付すべき事項。

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項。

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

### (部会)

第9条 本会には、次の部会を置く

(1) 人づくり部 (2) 安全安心部 (3) 生活環境部

2 部会は、各所管事項の企画及び執行にあたる。

3 部会員は、会員から選任及び各区より推薦された者、及び本会が公募した者、各種団体から推薦のあった者をもって構成する。

4 部長は、総会において1名互選する。

5 部会に副部長及び会計を置くことができる。

6 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。

7 会計は、部会の運営及び活動に伴う経理事務を担当する。

8 正副部長及び会計の任期は、役員任期に準じる。

9 部会は、部長が招集する。

10 部会と目的達成の事業は、次のとおりとする。

(1) 人づくり部 (振興)(人づくり)

・第3条の(1)(2)(3)(4)(5)(6)(9)(10)に関する事業

(2) 安全安心部 (防災)

・第3条の(6)(8)(10)に関する事業

(3) 生活環境部 (福祉)

・第3条の(7)(9)(10)に関する業務

11 各部には次の委員会及び委員を置く(原則各区より選出)

1 人づくり部 (振興)(人づくり)

- (1)文化教養委員会
- (2)男子体育委員会
- (3)女子体育委員会
- (4)女性委員会
- (5)子供委員会
- (6)福住幼小PTA代表
- (7)スポーツ推進委員

2 安全安心部 (防災)

- (1)副区長
- (2)防犯委員

3 生活環境部 (福祉)

- (1)福祉委員
- (2)民生委員・児童委員

(運営会議)

第10条 運営会議は、必要に応じて招集された役員をもって構成する。

2 運営会議は、各部会に係る課題、事業の執行等について、連絡、調整を図る活動を行う。

### 第3章 役員

(役員)

第11条 本会に次の役員を置く。

- (1)会長 1名
- (2)副会長 1名
- (3)区長 各区より1名
- (4)監事 2名
- (5)会計 1名
- (6)人づくり部 部長 1名 副部長 5名
- (7)安全安心部 部長 1名 副部長 1名
- (8)生活環境部 部長 1名 副部長 1名

2 必要に応じて役員会の承認を得て、本会には顧問を置くことができる。

(役員を選出)

第12条 役員は以下の通り選出され、役員会、総会において承認を得る。

- (1)会 長 区長会より推薦
- (2)副会長 区長会より選出
- (3)会 計 区長会より推薦の会員か事務局員より選出
- (4)監 事 区長会より選出
- (4)人づくり部部長は区長会推薦の会員か事務局員より選出。副部長は各委員会で選出された委員長をあてる。
- (5)安全安心部、及び生活環境部の正副部長は区長会推薦の会員か各部会員の中より選出する。

(役員の仕事)

第13条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。また、事務局を総括し、会の運営を円滑に図る。
- (3) 会計は、本会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。
- (4) 監事は、本会の会計監査を行い、これを総会において報告する。
- (5) 正副部長は、担当部会の運営にあたる。

(役員の仕事)

第14条 役員の仕事は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員により選出された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

## 第4章 財 務

(経費)

第15条 本会の運営に関する経費は、交付金、補助金、負担金、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第5章 そ の 他

(委任)

第17条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

## 附則

- 1 この規約は、本会の設立された日より施行する。
- 2 本会の設立された日の属する年度の会計年度は、第16条の規定にかかわらず、設立日から平成29年3月31日までとする。
- 3 役員の仕事について、第14条の規定にかかわらず、本会の設立された日より、平成30年3月31日までとする。平成30年4月1日以降は第16条の会計年度に合わせる。ただし再任を妨げない。
- 4 この規約は、平成30年4月1日より改正し、施行する。
- 5 この規約は、令和3年4月30日より施行する。
- 6 この規約は、令和6年5月10日より施行する。